

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

新座市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】

国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共に安定的な国民健康保険事業の運営を担うこととなりました。このため、埼玉県国民健康保険運営方針に沿って策定した赤字削減・解消計画に取り組むとともに、同運営方針で示された保険税の算定方法に将来的に統一できるような税率改定を行う必要があります。

本市においては、特定健康診査の実施等による医療費の削減や、保険税の収納対策、保険者努力支援制度等による歳入獲得により被保険者の税負担圧縮を図るなど、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。

(所管：国保年金課)

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】

国民健康保険の広域化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となりましたので、県の運営方針で示された保険税の算定方法に移行するとともに、令和9年度までに保険税水準の統一を図らなければならないため、保険税率を段階的に改定する必要があります。

このため、本市独自の方針で保険税率を決定することはできませんが、財政調整基金を活用し被保険者の皆様の税負担が急激に変わらないよう配慮してまいります。

(所管：国保年金課)

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を

行ってください。

【回答】

県の国民健康保険運営方針では、法定外繰入金の段階的な解消が示されております。本市においては、この方針により国民健康保険事業を推進してまいります。

(所管：国保年金課)

- ③ 第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】

地域の公立・公的病院、民間病院の拡充については県の事業となり、市としては、地域の実情に応じて埼玉県南西部地域保健医療・地域医療構想協議会等を通じ、必要時、要望してまいります。

(所管：保健センター)

- ④ 国保法77条(保険料の減免)は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】

国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料(税)として世帯の人数に応じた応分の保険料(税)の御負担をいただく必要があります。

このため、特別な理由として18歳までの子どもの均等割をなくす考えはありません。

(所管：国保年金課)

- (3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

埼玉県第2期国民健康保険運営方針において、応能応益割合は53対47が望ましいと示されていますので、応能負担を原則とする保険税率に改める考えはありません。

(所管：国保年金課)

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料(税)として世帯の人数に応じた応分の保険料(税)の御負担をいただく必要がありますので、子どもの均等割負担を廃止する考えはありません。

(所管：国保年金課)

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

埼玉県国民健康保険運営方針に沿って策定した赤字削減・解消計画に基づき、令和5年度からは一般会計からの法定外繰入を廃止していますので、増額する考えはありません。

(所管：国保年金課)

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

国民健康保険の広域化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となりましたので、県の運営方針で示された保険税の算定方法に移行するとともに、令和9年度までに保険税水準の統一を図らなければなりません。このため、財政調整基金を活用しながら保険税率を段階的に引き上げる必要がありますので、御理解を賜りたいと存じます。

(所管：国保年金課)

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

本市では、短期保険証を含め、全ての被保険者に保険証を送付しています。

(所管：国保年金課)

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

納税相談等がない被保険者については、収納率向上対策として保険証一斉更新時において、一か月程度の窓口留置を実施しています。

(所管：国保年金課)

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

現在、資格証明書を交付している世帯はありません。

(所管：国保年金課)

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】

現行の健康保険証の原則廃止などを盛り込んだマイナンバー法等の一部改正法が成立したため、被保険者証の発行については法令に基づき対応してまいりますので、国に従来どおりに被保険者証を発行できるよう要請する考えはありません。

(所管：国保年金課)

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6か月としてください。

【回答】

現在、交付している短期被保険者証の有効期限は6か月としています。

(所管：国保年金課)

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国民健康保険税の減免については、新座市国民健康保険税条例第25条の規定に基づき対応しており、減免の適用に関しては、個別の事情に応じて十分な精査を行い、適正に対応しています。また、低所得世帯に対しては、7割・5割・2割の軽減措置を設けていますので、減免基準について、一律に生活保護基準の1.5倍とすることは考えておりません。

税の申請減免制度の周知については、窓口や納税相談時に減免制度についても説明していますが、引き続き、市ホームページ、納税通知書及び啓発パンフレット等により周知を図ってまいります。

(所管：国保年金課)

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

本市では、平成23年10月24日に「新座市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」を定め、一部負担金減免の運用を行っています。平成30年10月から段階的に生活保護基準が見直され、今までの減免対象者が、対象外とならないように減免対象範囲を広げる要綱の改正を行いました。

減免の所得基準については、生活保護基準額に対して1000分の1155を乗じて得た額以下の世帯については免除、1000分の1155を乗じて得た額を超え855分の1080を乗じて得た額以下の世帯については減額としています。

本改正は、国の基準に基づき行ったものであり、同基準に基づく減免に対しては、国の財政支援が行われるものです。制度の拡充は、市独自の財源を必要とするものとなりますので、これを行う考えはありません。

(所管：国保年金課)

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免申請書については、一定の条件を満たす必要があります。そのため、世帯の状況や事由を詳細に聞き取り、個別に審査をしなければならないことから、申請者によって用意していただく書類が異なります。申請書類については、この審査に必要な事項を御記入いただくものとなりますので、既存の申請書を改めることは難しいと考えています。

(所管：国保年金課)

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

一部負担金減免制度は、個々の状況によって判断するため、医療機関の会計窓口で手続きを行うことは困難だと考えます。

(所管：国保年金課)

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

本市では、納税者の皆様の自主納付を前提としていますが、納税が困難な方に対しましては、生活困窮がうかがえる場合には生活保護の担当課を、生活再建の必要性がうかがえる場合には消費生活相談を適宜案内しているところです。

(所管：納税課)

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上でやむを得ず差押えを執行しているところです。

なお、その際には、差押禁止額等の法令上の規定を遵守し、執行しています。

(所管：納税課)

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

②と同様、督促・催告等に応じていただけない場合や納税相談時に交わした納付約束を履行していただけない場合などには、税の公平性の観点から、法令を遵守した上でやむを得ず差押えを執行しているところです。

売掛金についても、給与等の差押禁止の規定を準用するなど、納税者の皆様の生活を窮迫させることがないように十分に配慮し、差押えを執行しています。

(所管：納税課)

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税については、国民健康保険短期被保険者証を交付する対象者について、国保年金課と連携を図り、別途納税相談の機会を設けているところです。①のとおり、生活困窮がうかがえる場合には生活保護の担当課を、生活再建の必要性がうかがえる場合には消費生活相談を適宜案内しているところです。

今後も、納税相談等の機会を通じ、必要に応じて納税の猶予制度や生活保護制度、消費生活相談等を案内し、納税者の実態に即した対応を心掛けてまいります。

(所管：納税課)

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

本市では、市独自の緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者のうち、傷病手当金の支給対象ではない自営業者に対し傷病見舞金を支給していましたが、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い支給を終了していますので、財政支援について国及び県に要望を行う考えはありません。

(所管：国保年金課)

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

国民健康保険制度においては、様々な就業形態の被保険者がいることを踏まえ、傷病手当金については条例を制定して支給することができる、いわゆる任意給付となっています。

令和2年1月から、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いがある者を対象に傷病手当金を支給していたものですが、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、国の財政支援が終了したため支給を終了しました。そのため、恒常的な施策とする考えはありません。

(所管：国保年金課)

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

新座市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する国民健康保険税の税率や賦課方法等重要事項を審議する重要な役割を持っており、国民健康保険事業に対する専門的な知識と識見が必要とされます。このため、公募は馴染まないと考えます。

(所管：国保年金課)

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

新座市国民健康保険運営協議会の委員については、医療関係者や有識者の他に、被保険者を代表する方及び被用者保険等保険者を代表する方を委嘱しており、広く市民の意見を取り入れています。

(所管：国保年金課)

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査（以下「特定健診」といいます。）の本人及び家族の負担については、平成26年度から無料としており、令和5年度も引き続き無料で実施します。

(所管：国保年金課)

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

特定健診とがん検診をセットにした総合健診（集団健診）を実施しています。

（所管：国保年金課、保健センター）

- ③ 2023 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

被保険者の特定健診受診状況等を A I で分析し、タイプ別に内容を変えた受診勧奨通知（圧着ハガキ・ショートメッセージサービス）を送ることで、受診率の向上を目指します。

（所管：国保年金課）

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

特定健診データ等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し、厳正に管理しています。

（所管：国保年金課）

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

- ① 2022 年度(令和 4 年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】

令和 4 年度末の新座市国民健康保険財政調整基金の残高は、1,278,938,470 円となっています。

（所管：国保年金課）

- ② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】

国民健康保険の広域化に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となりましたので、県の運営方針で示された保険税の算定方法に移行するとともに、令和 9 年度までに保険税水準の統一を図らなければなりません。このため、国民健康保険事業特別会計の財政調整基金を活用し被保険者の皆様の税負担が急激に変わらないよう配慮してまいります。

（所管：国保年金課）

2. 後期高齢者医療について

- (1) 窓口負担 2 割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

2 割負担導入の実施は決定しているものであり、市としては混乱のないよう制度を運営していくことが役割であり、中止を要請する立場にはないと考えています。

（所管：長寿はつらつ課）

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

後期高齢者医療制度は法に基づいて全国的に運営されているものであることから、本市独自に軽減措置を設けることは適当でないと考えています。

(所管：長寿はつらつ課)

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

高齢者への見守りについては、対象を低所得者に限らず、サービス提供事業者が在宅支援として行っているほか、地域包括支援センターにおいては、高齢者宅への訪問や不在時における安否確認を兼ねたポスティング等により、常日頃から見守り活動を行っているところです。

また、健康状態の把握、治療の継続等については、低所得に限らず、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業として、健診結果等の分析・支援対象者の把握、健康相談・保健指導を実施しています。

(所管：長寿はつらつ課)

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

本市では、後期高齢者人間ドック及び宿泊施設の利用助成などの長寿・健康増進事業について実施しているところであり、現在のところ、更なる拡充は考えておりません。

(所管：長寿はつらつ課)

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】

後期高齢者健康診査及びがん検診(個別、集団検診：一部は2年に1度受診可能)は、市が指定する医療機関にて無料で受検できます。

また、埼玉県後期高齢者医療広域連合の事業として、75歳及び80歳年齢到達者を対象とした無料の歯科検診も実施されています。

現在、難聴検査は行っていませんが、市単独で難聴検査を実施することは考えておりません。

なお、人間ドックについては、より詳細な検査を行うこととなりますので、5,000円の自己負担をいただいで実施しています。

(所管：長寿はつらつ課)

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

全国市長会議の提言として、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。」が挙げられていますので、本市としましても、機会を捉え要望してまいります。

(所管：長寿はつらつ課)

3. 地域の医療提供体制について

- (1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

地域の公立・公的病院、民間病院の拡充については県の事業となり、市としては、地域の実情に応じて埼玉県南西部地域保健医療・地域医療構想協議会等を通じ、必要時、要望してまいります。

(所管：保健センター)

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

医療従事者への支援等は県の事業であるため、県としても、医療従事者等の人材の確保が必要だと認識しており、埼玉県医師育成奨学金や埼玉県新人看護職員研修事業費補助等の様々な医療従事者支援を行っています。本市でも、市民の健康を守る地域医療体制の確立のため、朝霞地区医師会へ補助金を交付しているほか、朝霞地区における看護師不足に対処するため、朝霞地区看護専門学校の事業運営費を補助しています。市としては、今後も県の動向に注視し、必要に応じ、周知してまいります。

(所管：保健センター)

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

- (1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

保健センター等の市の機関の人員体制については、新型コロナウイルス感染症対策にはワクチン接種率の向上が最も効果的な対策と考え、職員の配置を見直し、早期に新型コロナウイルスワクチン接種事業推進室を設置しました。今後も、限られた職員数の中で弾力的に対応してまいります。

(所管：保健センター)

- (2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

県の動向に注視し、必要に応じ、保健所の増設や体制強化などを県に要望してまいります。

(所管：保健センター)

- (3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

市が管理する施設において、必要に応じてPCR検査キットの配布を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類に変更となったことから、キットの有効期限をもって終了します。今後は、市の費用負担が大きいPCR検査等の社会的検査については、実施する予定はありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

(所管：保健センター)

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】

市では、65歳以上の高齢者及び65歳未満の特定の基礎疾患を持つ方で無症状者を対象としたPCR検査を令和3年1月から3月まで実施しましたが、600人の定員に対して43人の実施と大幅に見込みを下回りました。このため、市の費用負担が大きいPCR検査については実施する予定はありません。

(所管：保健センター)

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用率2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

現在、次期介護保険制度改定について、地域包括システムを更に深化・推進するとともに、制度の持続可能性を確保するという視点に基づき、国が制度見直しに向けた議論を重ねています。本市としましては、引き続き国の動向に注視しながら、必要に応じ、市長会等を通じ国に意見を上げてまいります。

(所管：介護保険課)

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第8期の介護保険料率の設定については、介護保険給付費支払準備基金の取崩しや高所得者層の保険料率の見直しにより、保険料基準額の上昇の抑制を図ったところです。

また、第8期においても低所得者層への更なる保険料軽減強化策として、公費を投入した保険料率の段階的引下げを実施しています。

次期改定に向けて、今後も被保険者数の推計や介護サービス量の見込み、必要となるサービス基盤の整備等を十分に精査し、適正な保険料率の設定に努めてまいります。

(所管：介護保険課)

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

低所得者の保険料については、公費を投入して第1段階及び第2段階の引下げを実施していることから、独自の保険料軽減は考えていません。

また、減免制度については、災害等のいわゆる法定減免について、本市の条例で規定していますが、相互負担といった制度の趣旨や保険料設定の在り方を踏まえ、これを超えての独

自の減免制度の拡充は、現在のところ考えていません。

(所管：介護保険課)

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

利用者負担に関しては、保険料と同様に法定減免について規定していますが、本市の財政状況を踏まえると、更なる軽減策の拡充は困難です。

(所管：介護保険課)

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

特定入所者介護サービス費（補足給付）については、見直しの前後で、対象者自身の所得の状況やサービスの利用状況、給付対象者等が異なるため、比較をして制度の改正による影響を把握することはできないと考えています。事業者等を通じて、利用者からの相談が寄せられた場合は、必要に応じて意見を上げてまいります。

(所管：介護保険課)

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

現在、厚生労働省が定める負担限度額認定（利用者の負担が過重にならないよう、生活保護受給者や所得が低い人に対して、介護保険施設に入所中〔ショートステイ含む〕の方の食費と居住費について負担の上限額が定められ、軽減措置が講じられる制度）がありますが、本市の財政状況を踏まえると、地域密着型の施設を対象とした更なる軽減策の拡充は困難です。

(所管：介護保険課)

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

介護事業所については、介護保険サービス種別ごとの給付状況や、市指定の地域密着型サービス事業所で開催される運営推進会議での意見等から新型コロナウイルス感染症拡大の影響と状況の把握を行っています。

本市では、介護事業所への対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、不足する衛生用品の配布や介護従事者に対してクーポンの配布、原油価格の高騰により影響を受けている事業者を支援するため、燃料費支援金事業を実施し、事業所への支援を行いました。令和5年度には、物価高騰に直面する介護サービスを提供している事業者に対して事業支援を行う予定です。引き続き、事業所の状況の把握と対策について検討を行ってまいります。

(所管：介護保険課)

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が発生した当初、不足したマスクを始めとする衛生用品や非接触型温度計等の配布を行いました。また、その後も、国から提供されたプラスチック手袋等の配布を断続的に行ってまいりました。感染が発生した事業所に対応するため、衛生用品の備蓄等も行っていきますが、市内事業所の状況を見ると、各事業所で対応が可能となってきています。引き続き状況を把握しながら今後の対応を検討してまいります。

(所管：介護保険課)

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

【回答】

PCR検査の実施については、新型コロナウイルスの感染症の位置付けが令和5年5月8日以降「5類感染症」の扱いとなりました。このことから、現下の状況下でPCR検査等公費による定期的な検査を実施する予定はありません。

(所管：介護保険課)

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

施設や在宅サービスの基盤整備については、令和4年度に実施したアンケートの結果や市内事業所の実態等について、現在分析を行っているところです。第9期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向け、必要なサービスの検討を行ってまいります。

(所管：介護保険課)

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センター（高齢者相談センター）は、地域包括ケアシステムの構築のための中核機関として各日常生活圏域に設置しています。

市では、これまで、各センターの業務量を事業評価等により把握することで、委託料や人員配置の適正化に努めてまいりました。

具体的には、平成29年度に西部圏域にセンターを増設、平成30年度に全センターの配置職員を増員、令和2年度には人件費を抜本的に見直し、委託料を増額したほか、令和4年度からは、事務所等に係る賃借料についても委託料に計上しました。

また、令和3年度には、センターの公平中立性及び質の向上を目指し、市内全域の受託法人を公募により選定しました。令和5年度から北部第一圏域にセンターを増設し市内全8センターとなり、より充実した体制となっています。

地域包括支援センターが求められる役割は年々複雑かつ重要になってきていることから、

これからも必要に応じて体制の充実を図ってまいります。

(所管：介護保険課)

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

市では、介護人材の確保策の一つとして、平成29年度から朝霞市・志木市・新座市の三市合同で「認定訪問介護員合同養成研修」を行い、訪問型サービスAを実施する事業所の従事者の養成に努めてまいりました。

令和3年度からは内容を拡充し、更にステップアップした資格へとつながる入門的研修を実施しています。

事業所へ実施したアンケート結果を踏まえ、引き続き、市で実施が可能な人材確保と定着に必要な対策や支援を検討してまいります。

(所管：介護保険課)

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

ヤングケアラーに関する啓発チラシについて、来庁した市民の目に留まるようラックに配架し、周知、啓発に努めています。

また、市内指定特定相談支援事業所や基幹相談支援センターと連携しながらヤングケアラーの把握に努めるとともに、ヤングケアラーを発見した際は、ヤングケアラーを含めた家族全体の支援も視野に、障害者総合支援法による介護給付費等の支給を決定するよう努めています。

さらに、令和4年度には新座市地域自立支援協議会相談支援部会において、埼玉県の出前講座を用いて、ヤングケアラーと関わることの多い市内指定特定相談支援事業所に対し研修を行い、ヤングケアラーへの理解を深めました。

県が条例を制定したことも踏まえ、ケアラー支援の重要性は高まっており、今後施策の充実が求められると認識していますので、引き続き、ケアラー支援に係る庁内の連携を図り、市としてできることを検討し、着実に進めてまいります。

なお、本市としては、現在条例等は作成していませんが、学校と連携して、スクールソーシャルワーカーを派遣するなどの支援を行っています。

また、子供たちの身近にいる教職員がヤングケアラーを発見する目をもつよう、研修等を通して啓発を図っており、気づいた際には関係機関と連携して対応を図っています。

(所管：障がい者福祉課、介護保険課、教育相談センター)

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金については、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために国が創設した制度です。市としては、交付金を活用し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進していくことが重要だと考えていますので、国や県に廃止を要請する考えはありません。

(所管：介護保険課)

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

今後、高齢化が更に進展することが見込まれる中、制度の根幹を大幅に変えることは介護保険制度を維持する観点からも難しいと考えますが、御意見については、機会を捉えて国に伝えてまいります。

(所管：介護保険課)

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】

第7期新座市障がい福祉計画及び第3期新座市障がい児福祉計画の策定に当たっては、新座市地域自立支援協議会条例に基づき、新座市地域自立支援協議会に諮問の上で、策定を行うものです。当該協議会は、障がい者等及びその家族、障がい者等の相談支援事業に従事する者、障がい福祉サービス事業に従事する者等に委員として御参加いただき、国・県の方針を踏まえながら、皆様と一緒に調査審議し、年度末までの策定を行ってまいります。

(所管：障がい者福祉課)

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

令和5年度に地域生活支援拠点等を1か所確保するため、新座市地域自立支援協議会に専門部会を設置し、面的な体制整備（地域の事業者等が機能を分担して支援を行う体制）を視野に検討を進めています。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

施設整備について、現時点で市独自の補助制度を創設する考えはありません。

(所管：障がい者福祉課)

- (3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度

の障害を持つ人も含め)、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

需要が増加していることは把握していますので、今後も事業所の確保に努めるとともに、市内外の事業所との連携を強化し、必要なサービスが提供されるよう努めてまいります。

暮らしの場の必要数については、そのニーズは個々に異なるので算出することは困難ですが、サービスの見込量と確保策については、現在策定中の第7期新座市障がい福祉計画においてお示しできるかについて検討してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

- (4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護家庭に対する緊急時の迅速な相談や受入先、体験の機会や場所の提供の確保は、地域で安心して暮らすための重要な課題の一つと考えていますので、地域の指定特定相談支援事業所、グループホーム、障がい者支援施設等に協力を求めながら、新座市地域自立支援協議会とも連携し、地域生活支援拠点等の整備と併せて検討を進めてまいります。

(所管：障がい者福祉課)

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※ 人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】

市では、新座市障がい者通所施設体制強化事業補助金交付要綱により、基準以上に人員を配置した事業所に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

(所管：障がい者福祉課)

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、平成31年1月から所得制限が導入されたことから、本市においても財政状況等を勘案し、同要綱にのっとり所得制限を導入しました。

なお、一部負担金等の導入はしていませんが、本市単独で所得制限及び年齢制限の撤廃することは、現時点で検討していません。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

本市では、独自事業として、自立支援医療の所得区分が非課税者（課税者については精神障がい者保健福祉手帳所持者に限る。）に対する自立支援医療（精神通院医療）に係る医療費の助成を行っています。

そのため、本市単独で、重度心身障がい者医療費助成制度の対象者に精神障がい者保健福祉手帳2級所持者を含めることや、入院医療費を対象とすることは、現時点で検討していませんが、県に対し、精神障がい者に対する医療費助成制度の拡充を要望しています。

（所管：障がい者福祉課）

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

二次障がいについても、障がい者手帳の等級により重度心身障がい者医療費支給事業の対象者を認定しています。

二次障がいの進行を抑えるためには、治療やリハビリ等の医療が必要であり、医療に関することについて医療機関へ啓発することは難しいと考えます。

（所管：障がい者福祉課）

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

- ① 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

本市においては、平成14年4月1日から新座市障がい児（者）生活サポート事業を実施しています。

（所管：障がい者福祉課）

- ② 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用時間については、1年につき150時間を利用上限としています。本市においては、利用者の利用促進を図るため、利用者の負担軽減策として利用料の助成を行っており、利用上限時間の拡大については、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると、難しい状況です。

（所管：障がい者福祉課）

- ③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

障がい児（者）生活サポート事業については、事業に要する費用の3分の1の額を利用者が負担するものですが、本市においては、障がい児に対しては、生計中心者の所得階層区分に応じて助成額を拡大し、1時間当たり450円から950円（全額）まで、県の補助対象とならない障がい者に対しては1時間当たり450円の利用料の助成を行っています。

そのため、利用者の更なる負担軽減については、本市の財政状況及び県内の自治体との均衡を勘案すると、難しい状況です。

（所管：障がい者福祉課）

(2) 福祉タクシー事業

① 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

本市では、障がい者の社会参加促進事業として、1、2級及び肢体不自由で3級の身体障がい者手帳を所持している方、㊤、A、Bの療育手帳を所持している方、1、2級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方に、年間24枚の福祉タクシー券を配布しています。さらに、人工透析を受けている方については、年間48枚の福祉タクシー券を配布しています。

福祉タクシー制度については、埼玉県と協定を締結しているタクシー事業者の協力によるものであり、単独での実施は難しいことから、市独自で100円券等の補助券を導入することは難しい状況です。

（所管：障がい者福祉課）

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

本市では、福祉タクシー制度やガソリン代支給制度については、1、2級及び肢体不自由で3級の身体障がい者手帳を所持している方、㊤、A、Bの療育手帳を所持している方、1、2級の精神障がい者保健福祉手帳を所持している方を対象としています。

また、介助者付き添いや介助者運転も含め支給対象としており、所得制限や年齢制限は設けていません。

さらに、鉄道・バス共通乗車カード助成事業として、パスモやスイカなどのICカードに対する助成事業も実施するなど、制度の拡大も図っています。

（所管：障がい者福祉課）

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣の朝霞地区4市（新座市、朝霞市、志木市及び和光市）では、ほぼ同様の制度を実施しています。

また、機会を捉えて、県に補助事業の復活を要望してまいります。

（所管：障がい者福祉課）

6. 災害対策の対応を工夫してください。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

避難行動要支援者支援制度については、より実効性のある制度とするため、平成31年4月1日に対象者の要件を見直しました。現段階では、この実効性を担保するため、登録する枠を拡大する考えはありません。

なお、対象者要件に該当する方については、御家族の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿への登録が可能です。

要支援者の避難経路の確認については、町内会や自主防災会などの避難支援等関係者に依頼し、避難場所のバリアフリーについては、避難場所となっている施設と連携してまいります。

(所管：危機管理室)

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

現在の新座市地域防災計画では、福祉避難所を二次的な避難所として位置付けており、市内の指定緊急避難場所（41か所）に避難された方のうち、重度の治療を必要とする方については、病院へ移送し、寝たきり等日常生活に全介助が必要な方や精神障がい等配慮を要する方などについては、順次、福祉避難所に移送することとしています。

したがって、現段階では登録制にすることは考えていません。

(所管：危機管理室)

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

市では、自らの安全は自ら守るという理念を基本として、市民や事業者等に対して、平常時から最低3日分（できれば1週間）の物資を備蓄するよう啓発しています。

一方で、災害時に住家が全壊した等の被災者への支援を行うため、避難者想定人数等に基づき、食料や生活必需品等の備蓄目標を設定し、その維持・管理に努めており、指定避難所となっている各施設に設置した防災備蓄倉庫等で管理しています。

こうした救援物資については、在宅避難している方々に対しても提供することとしていますが、避難所以外に配送することは考えていません。

なお、避難所へお越しいただければ、救援物資を提供します。

(所管：危機管理室)

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者のうち、町内会等の避難支援等関係者への情報提供に同意されている方の情報については、平常時から避難支援等関係者に提供し、地域支援者の選出や日頃の見守り活動等に努めていただいています。

一方で、災害時においては、情報提供に同意されていない要支援者の情報についても、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で情報を提供することとしています。

(所管：危機管理室)

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

保健所は県の機関であるため、市としては、県の動向に注視するとともに、保健所の機能強化を図るための職員の拡充や相談体制の整備を県に要望してまいります。

本市では、新型インフルエンザ等感染症対策についても、自然災害対応を行う危機管理室が対応することとしており、関係部署で連携し、感染症の流行等を踏まえた感染防止対策を講じています。

(所管：保健センター、危機管理室)

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症については、5類感染症に移行したことから、市独自で衛生用品を配布することは考えていません。今後も、新型コロナウイルス感染症に関する国の動向に注視してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

- (2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

医療機関への入院や治療に関する周知については、県において実施しているため、その動向を注視してまいります。

(所管：障がい者福祉課)

- (3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

新型コロナワクチン接種について、障がいのある方は、基礎疾患による優先接種を市に申し込んだ方、精神障がい保健福祉手帳を所持している方、療育手帳を所持している方には申請不要で接種券を事前に送付しており、優先接種を実施しています。

現在、5月8日から8月31日までの期間で実施している春の接種は、65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する方を対象として、順次接種の御案内をしています。

9月以降に実施予定の秋の接種については、現時点で詳細が決まっていますが、今後、国から新たな方針が示された場合には、速やかに対応できるよう引き続き備えてまいります。

- (4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた障がい福祉サービス事業者に対し、物価高騰対策支援金を支給する予定です。

(所管：障がい者福祉課)

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※ 2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

本市では、採用試験において、教養試験、論文試験、面接試験等を実施し、業務に対する資質、能力、適性等で採否を判断しており、難病指定を理由として、採否の決定はしていません。

また、募集職種として、障がい者枠は設けていますが、御指摘いただいた難病患者枠については、埼玉県「スマートステーション flat」のような、指定難病のそれぞれの特性に応じたきめ細やかな配慮ができる職場環境を用意することが困難であるため、設定していません。

今後、国や県の動向を注視してまいります。

(所管：人事課)

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

- (1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

本年4月1日時点の待機児童数は5名ですが、幼稚園や家庭保育室を利用中又は求職活

動休止中、特定の園のみを希望している方を含めると68名となります。前年同時期は86名であり、比較すると18名の減少となっています。

(所管：保育課)

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

年齢別の受け入れ児童総数は、0歳児356人、1歳児692人、2歳児801人、3歳児756人、4歳児776人、5歳児776人 計4,157人となっています(公立保育所、法人保育所、認定こども園、小規模保育施設の定員20%拡大)。

(所管：保育課)

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

本市では、これまで認可保育所等の整備を進めてきた結果、待機児童は減少傾向となっており、保育の受け皿は充足していると考えています。

その一方で、既存の施設の保育士不足による受入枠制限により、保育の受け皿を活用できていないことが課題ですので、引き続き保育士確保策を進めることで、待機児童解消を進めてまいります。

また、公立保育所については、現状通り維持する予定です。

(所管：保育課)

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

公立保育所については、保育士を加配することにより、育成支援児童の受入れを実施しています。また、法人保育所についても、受入れに当たり、加配する保育士の確保策として補助を行っています。

(所管：保育課)

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可外保育施設が認可施設へ移行する際の補助については、本市では、国の補助制度に基づき実施しています。

一方、待機児童が減少し、保育の受け皿が充足している状況においては、新たな認可保育施設の整備について、慎重に判断してまいります。

(所管：保育課)

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うため

にも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

少人数保育の実施に当たっては、それに応じた保育スペースの確保やより多くの保育士を配置する必要がありますが、既存の保育スペースに限りがあること、また、市内複数の保育園で保育士不足が課題となっていることから、少人数保育の実現は難しい状況です。

引き続き保育士確保に向けた取組を進めてまいります。

(所管：保育課)

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

本市では、市単独補助として、保育士に限らず、法人保育園及び幼保連携型認定こども園で勤務する常勤職員1人につき月額10,000円を補助し、保育士等の処遇改善を行っています。また、保育士の宿舍借上支援事業についても実施しています。

1歳児及び4、5歳児の配置基準の改善は、その後の国の会見で、公定価格上の加算措置により実施するとの説明がなされました。配置基準そのものの改定ではなく、配置改善をした施設に対する加算措置であることから、特別に補充につながる策を実施する予定は現在ありませんので、御了承ください。

今後についても、国の動向を注視し、必要に応じた予算措置を図ってまいります。

(所管：保育課)

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答】

令和元年10月に国が実施した幼児教育・保育の無償化では、より多くの子育て世帯の、子育てや教育にかかる費用の負担を軽減するため、多くの子育て世帯が利用する3歳から5歳児の幼児教育・保育にかかる保育料の無償化、及び、住民税非課税世帯の0歳から2歳児の保育料の無償化が対象となりました。

国の基準以上の保育料の軽減を行うこととなりますと市の単独事業となることから、実施は難しい状況です。

(所管：保育課)

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、無償化の対象外として、これまで実費徴収している主食費に加えて副食費が実費徴収の対象となりましたが、国では、保育料無償化の実施に伴い、その趣旨に反して負担が増える世帯が発生しないよう、副食費の免除対象を拡充しました。

本市においても、国の基準に基づいて年収360万円未満の世帯又は未就学児における第3子以降(幼稚園利用者は小学3年生までの第3子以降)の子どもについては、副食費を免除しています。

(所管：保育課)

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

市内小規模保育施設及び家庭保育室を含む認可外保育施設に対して、年1回定期的に立入調査を実施しています。また、必要に応じて、随時立入調査を実施する場合があります。

(所管：保育課)

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

本市においては、現在、保育所の統廃合の予定はありません。また、保護者の育児休業取得による在園児の退園勧告は行っていません。

(所管：保育課)

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

狭あい化している施設については、今後の利用児童数などを参考に判断してまいります。

なお、整備の状況としまして、令和4年度に東北放課後児童保育室の整備を行いました。また、令和5年度には野寺放課後児童保育室の設計を行い、令和6年度に建設、令和7年度から供用開始する予定です。

(所管：保育課)

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

本市では、平成18年度から社会福祉法人新座市社会福祉協議会を、令和元年度からは同協議会に加え、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を放課後児童保育室の指定管理者として運営を行っており、各指定管理者における支援員の採用計画及び給与等の処遇に関してはお答えすることができません。

しかしながら、本市としても、支援員は専門性が高く、採用が比較的困難な職であると認識していますので、支援員を安定して雇用できるよう、勤務形態及び処遇等について両指定管理者と協議してまいります。

なお、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金については平成26年度から、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については令和4年度から活用しており、今後についても、同事業の対象となる場合は活用してまいります。

(所管：保育課)

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

埼玉県放課後児童健全育成事業費補助金における県単独事業分は、公立公営以外の形態で放課後児童クラブを運営している場合、支援員加算及び運営費加算がされるものです。同補助については県の事業であることから、市として改善することは難しい状況です。

(所管：保育課)

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】

現物給付の対象年齢については、市独自に通院・入院ともに15歳まで拡充して実施することとしています。

(所管：こども給付課)

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】

近隣市の状況も参考に、入院分については高校3年生まで、通院分については中学3年生まで助成対象としています。今後につきましては、市の財政状況や他自治体の状況を勘案しつつ、事業の在り方について検討してまいります。

(所管：こども給付課)

- (3) 国に対して、財政支援と制度の拡充（年齢の引き上げの法制化）を要請してください。

【回答】

国に対して、こども医療費助成制度を国の事業として実施するよう要望してまいります。

(所管：こども給付課)

- (4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】

県に対して、補助対象年齢の引き上げを要望してまいります。

(所管：こども給付課)

- (5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答】

現時点で制度概要が不明であることから、今後については、国・県の動向を注視し、必要に応じて国・県に要望してまいります。

(所管：こども給付課)

10. 子育て支援を拡大してください。

- (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】

国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料(税)として世帯の人数に応じた応分の保険料(税)の御負担をいただく必要がありますので、財政支援する考えはありません。

(所管：国保年金課)

- (2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】

本市では、市内公立小・中学校全23校において地元農家から地場産農産物を積極的に取り入れ、地産・地消を推進しています。主に使用している野菜としては、人参、小松菜、大根、ほうれん草、長ネギ等が挙げられます。また、青果全体における地元農家への発注金額の割合は18%であり、5分の1弱を占めています。

今後についても、納品可能な市内農家と学校の橋渡しをすることで、各学校の契約農家軒数を増やし、地元野菜を使用した安心・安全な給食を提供できるよう支援してまいります。

また、給食費の無償化や一部補助については、一律に全児童・生徒に補助することではなく、所得に応じた就学支援を基本としています。そのため、経済的理由から就学が困難と認められる場合に、学校給食費を含めた学校でかかる経費を援助する就学援助制度で対応し

てまいります。

学校給食法では、人件費、施設・設備に係る経費及び光熱水費は自治体が負担し、食材費は保護者の負担と規定されており、安心・安全でおいしい給食を提供するため、給食室のエアコンの導入等、施設・設備面の充実を優先的に実施してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

(所管：学務課)

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】

本市では、生活保護の概要をまとめた「保護のしおり」を生活支援課カウンターに設置するとともに、相談時において、生活保護制度について分かりやすく説明しています。市ホームページにおいても、生活保護制度に関する案内とともに、「保護のしおり」を掲載し、分かりやすくお知らせをしています。

また、生活支援課に窓口案内担当を配置し、来庁者に積極的に声をかけて用件を伺うなど、相談に来られた方がためらうことのないように、丁寧な相談体制を整えています。

(所管：生活支援課)

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

生活保護法第4条第2項の規定では、扶養義務者による扶養は保護に優先するものであるとされていますが、保護の要件としているものではありません。しかし、保護を必要とされる方を扶養することができると思われる扶養義務者が扶養を履行していない場合に、市が何ら対応を行わず、そのまま保護費を支給することは、生活保護制度に対する市民の信頼を失うことになりかねません。

そのため、本市では国の通知に基づき、生活保護申請書を受理した後、民法で規定される扶養義務者に対して扶養照会を実施していますが、当該扶養義務者に対して直接照会をすることが真に適当でない場合や、個別に慎重な検討を行った上で、扶養の可能性が期待できない場合は、扶養照会を行わないものとし、生活相談に来庁された方にお渡ししている「保

護のしおり」においても、その旨を記載しております。

(所管：生活支援課)

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」を NP0 の外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官 0B が保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】

本市では、生活保護のケースワーク業務の外部委託は実施していません。また、警察官 0B の採用は現在のところありません。

(所管：生活支援課)

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

生活保護決定・変更通知書においては、支給額や保護変更等の大切な内容が記載されていますので、通知書に不明な点がある場合は生活保護利用者の方が正しく内容を理解できるよう、ケースワーカーが丁寧な説明を行っています。

また、令和 3 年 9 月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、今後、国主導によりシステムの機能要件等について標準を設け、地方公共団体は標準準拠システムを利用する予定となっていることから、引き続き、分かりやすい書式の導入等について国へ適宜要望してまいります。

(所管：生活支援課)

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

ケースワーカーについては、他の職種と同様、業務量に対応できる適正な職員配置に努めています。今年度 9 月に実施する職員採用試験においても、社会福祉の採用区分を設け、社

会福祉士の資格を有する者、社会福祉主事任用資格取得に必要な科目を修めて卒業した者等を募集する予定です。

なお、令和5年4月1日現在の本市の現業職員数は、標準数を満たしていますが、今後も、被保護世帯の動向を注視し、必要な適正数を配置してまいります。

また、研修については、新規採用者を対象とする初任者研修を始めとして、職責や担当職務に応じた研修を実施するとともに、配属後、各職場のOJTにおいて、きめ細やかな指導に努めています。

現業職員の研修として、定期的に生活保護制度及び他法他施策に関する勉強会を実施しているほか、積極的に各種研修に参加するなど、資質の向上に努めています。

(所管：人事課、生活支援課)

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

社会福祉法に規定されている第2種社会福祉事業として設置された無料低額宿泊所は、一時的な起居の場所として認識しています。何らかの理由で居所を失い、保護の申請に至った場合、まずは居所の確保が喫緊の課題となるため無料低額宿泊所を案内していますが、利用に当たっては、利用者本人の同意に基づくこととしており、入居を強制することはありません。

また、無料低額宿泊所からの退去についても、本人の意向等を確認した上で居宅設定等の対応をしています。

今後も、入居及び退居に際しましては、自立に向けての説明を丁寧に行った上、本人の意思を尊重しつつ、適切に対応してまいります。

(所管：生活支援課)

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】

夏季加算の導入については、機会を捉えて国へ要望してまいります。なお、市独自の助成制度を創設する考えはありません。

(所管：生活支援課)

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

本市では、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の窓口を生活支援課に設置し、広く相談を受けています。

また、地域の民生委員及び関係機関との連携体制を整え、生活困窮に関する相談に対応できるように努め、保護の必要性がある場合には、相談者に生活保護制度を説明し、保護申請について案内を行っています。

(所管：生活支援課)